

広島県告示第千四百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

清水原地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

山県郡		北広島町川戸		字			地番		標柱番号	
		清水			高川		清水			
								四二三六番一		標柱一号
								二〇六二番一		標柱二号
								二〇五六番		標柱三号
								二〇四八番		標柱四号
								二〇三一番		標柱五号
								四三〇一番一 地先道路敷		標柱六号
								四二八二番一		標柱七号
								四二六〇番一 地先道路敷		標柱八号
								四二五〇番		標柱九号
								四一九七番一		標柱十号